

第六次地域管理経営計画 第一次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間

自	令和3年4月	1日
至	令和8年3月	31日

策定年月日：令和3年3月30日

第一次変更年月日：令和4年3月31日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の第六次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第8条第6項に基づく樹木採取区の指定に伴い計画を変更する。

本変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

3 林産物の供給に関する事項

- (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項…………… (16) 1

注1： () 書きは、胆振東部森林計画区の第六次地域管理経営計画書の頁である。

- 2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

【現行計画】

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

機能類型区分に応じた施業の結果得られる木材等林産物について、計画的な供給に務め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献する。具体的には、公売及びシステム販売（加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に務める。

また、低コスト・高効率な作業システムにより、効率的な素材生産を推進する。

【変更計画】

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立及び樹木採取区に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努める。

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、また、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

地域の林業・木材産業の活性化に貢献するため、公売及びシステム販売（加工・コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先に直送する販売形式）により、国有林材の安定供給に努める。

また、本森林計画区においては、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」設定のための樹木採取区が下表のとおり指定されている。

樹木採取区

名称	所在地（林小班）	面積(ha)	備考
北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区	胆振東部森林管理署 2040 ぬ林小班 外	671.03	具体の所在地については、胆振東部森林計画区第六次施業実施計画第一次変更計画書を参照のこと。